第九十六条第六項第一号ロ	内国法人	法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた外国法人
第百十二条第一項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）	新たに収益事業を開始した日	その有することとなつた日
	その後において	その後の各事業年度（法第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）について
第百十二条第五項第二号及び第七項並びに第百十三条第一項第一号及び第五項第二号（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）	第八十条	第百四十四条の十三
第百十四条（固定資産に準ずる繰延資産）	他の者	他の者（法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等を含む。）
第百十六条の二第一項（被合併法人等の未処理災害損失欠損金額の引継ぎ）	当該事業年度後の各事業年度	当該事業年度後の各事業年度（法第百四十四条の六第一項ただし書（確定申告）の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）
	直前適格合併等事業年度後の各事業年度	直前適格合併等事業年度後の各事業年度（法第百四十四条の六第一項ただし書の規定により確定申告書の提出を要しないこととされる事業年度を除く。）
	基因して同条第二項	基因して法第五十八条第二項
第百十八条の六第四項（短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続）	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
	第七十二条第一項	第百四十四条の四第一項
第百十九条第一項第五号（有価証券の取得価額）	交付を受けた当該合併法人の株式又は当該親法人の株式	交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は当該親法人の株式（内国法人の全親法人の行つた株式交換により株式交換完全子法人の株式を交付を受けた外国法人が交付を受けた第百八十四条第四項に規定する恒久的施設管理親法人株式を除く。）
第百十九条第一項第六号	交付を受けた当該分割承継法人の株式又は当該親法人の株式	交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は当該親法人の株式（内国法人の全親法人の行つた株式交換により株式交換完全子法人の株式を交付を受けた外国法人が交付を受けた第百八十四条第四項に規定する恒久的施設管理親法人株式を除く。）を除く。）

第百十九条第一項第八号	交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は当該親法人の株式	交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式（内国法人の全親法人の行つた株式交換により株式交換完全子法人の株式を交付を受けた外国法人が交付を受けた第百八十四条第四項に規定する恒久的施設管理親法人株式を除く。）を除く。）
第百十九条の二第三項第一号（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）	第百十八条第一項	第百九十九条（業務等に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同法第百十八条第一項
第百十九条の二第三項第三号	第百十六条第一項	第百九十九条の規定により読み替えられた同法第百十六条第一項
第百十九条の五第二項（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定及びその手続）	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
	第七十二条第一項	第百四十四条の四第一項
第百十九条の六第六項（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更の手続）	新たに収益事業を開始した日	法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた日
	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
第百二十一条の五第一項（繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等）	前日とする	前日とし、恒久的施設を有する外国法人が当該資産若しくは負債の譲渡若しくは消滅又は当該受払予定金銭の受取若しくは支払の前に恒久的施設を有しないこととなる場合（同条第三項に規定する政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）にあつてはその有しないこととなる日とする
第百二十二条の五（外貨建資産等の期末換算の方法の選定の手続）	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
	第七十二条第一項	第百四十四条の四第一項
第百二十二条の六第六項（外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続）	新たに収益事業を開始した日	法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた日
	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
第百二十二条の十第二項（為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続）	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
	第七十二条第一項各号	第百四十四条の四第一項各号
第百二十五条第二項（延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理）	他の者	他の者（法第百三十八条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する本店等を含む。）